

黒石市指定給水装置工事事業者規則

平成10年2月10日

規則第5号

改正 平成12年3月17日規則第6号

平成14年3月27日規則第34号

平成19年3月30日規則第35号

平成24年6月25日規則第18号

令和元年9月13日規則第5号

令和2年1月29日規則第2号

令和2年3月31日規則第12号

令和4年3月31日規則第17号

令和6年1月5日規則第5号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第4条—第10条）

第3章 給水装置工事主任技術者（第11条・第12条）

第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第13条—第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、黒石市給水条例（平成9年黒石市条例第56号。以下「給水条例」という。）第7条第3項の規定に基づき、給水装置工事の適正な施行を確保するため、黒石市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この規則において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この規則において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この規則において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために黒石市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

5 この規則において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

6 この規則において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

（業務処理の原則）

第3条 指定工事事業者は、法、政令、施行規則、給水条例、黒石市給水条例施行規則（平成10年黒石市規則第4号）及びこの規則並びにこれらの規定に基づく市長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第4条 給水条例第7条第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)に、次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 給水条例第2条に定める給水区域において、給水装置工事事業者の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定により、それぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の規定による申請書は、次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることの誓約書(様式第2号)
- (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し(指定の基準)

第5条 市長は、前条第1項の規定により指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプ、ねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として施行規則第20条の2の規定で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がある者

(指定工事事業者証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事事業者に黒石市指定給水装置工事事業者証(様式第2号の2。以下「指定工事事業者証」という。)を交付する。

2 市長は、次条第3項の規定により指定の更新を行ったときは、当該指定工事事業者から指定工事事業者証の返納を受け、新たな指定工事事業者証を交付する。

- 3 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の規定による指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を市長に返納するものとする。
- 4 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の規定による指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を市長に提出するものとする。
- 5 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。
(指定の更新)

第6条の2 指定工事業者が法第25条の3の2の規定による指定の更新(以下「指定の更新」という。)を受けようとするときは、指定の有効期間が満了する30日前までに、第4条第2項に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合において、同条第2項中「指定」とあるのは、「指定の更新」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、指定の更新を行う場合においては、第5条の規定を準用する。
(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事業事業者指定事項変更届出書(様式第3号)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
 - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることの誓約書及び登記簿の謄本
- 3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に指定給水装置工事業事業者廃止・休止・再開届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定(第6条の2の規定による指定の更新を含む。第12条第1項において同じ。)を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。

- (6) 第16条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、その都度、黒石市役所前掲示場に掲示して公示する。

- (1) 第4条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第6条の2の規定により指定工事業者の指定の更新をしたとき。
- (3) 第7条の規定により指定工事業者から給水装置工事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第5号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うにあたっては、1の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うにあたって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により、選任した主任技術者のうちから当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに第1号の規定により指名した主任技術者に、次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため、給水装置工事設計審査依頼書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により設計審査の依頼を受けたときは、遅滞なく当該設計を審査し、合格と認めるときは、給水装置工事設計合格書(様式第6号)を交付するものとする。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、給水条例第7条第2項の規定により工事が竣工したときは、速やかに給水装置工事竣工届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により給水装置工事の竣工届を受けたときは、遅滞なく当該工事の検査を行い、合格と認めるときは、給水装置工事検査合格書(様式第7号)を交付するものとする。
- 3 指定工事業者は、検査の結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し、第13条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(施行細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(旧規則に基づく黒石市指定水道工事業者に対する経過措置)

第2条 改正前の黒石市指定水道工事業者規則（以下「旧規則」という。）により指定を受けている黒石市指定水道工事業者（以下「工事業者」という。）は、改正後の黒石市上水道事業給水条例（平成9年黒石市条例第56号。以下「給水条例」という。）第7条第1項の適用については、平成10年4月1日から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間）は、改正後の給水条例第7条第1項の指定を受けた者とみなす。

2 旧規則により指定を受けている工事業者が、平成10年4月1日から90日以内に次の各号に定める事項を市長に届け出たときは、改正後の給水条例第7条第1項の指定を受けた者とみなす。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 法人である場合には、役員の氏名

(3) 事業の範囲

(4) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出は、改正水道法附則第2条第2項の届出に関する省令により定められた様式第8号による届出書を提出して行うものとする。

4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

5 第2項の届出を行う工事業者は、届出と同時に旧規則に基づく黒石市指定水道工事業者指定証書を市長に返納しなければならない。

6 市長は、第2項の届出の受理後、速やかに新規則第6条第1項に定める黒石市指定給水装置工事業者証を交付する。

7 第2項の規定により、改正後の給水条例第7条第1項の指定を受けた者とみなされた者についての本規則第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは「第5条第2号又は第3号」とする。

8 第2項の規定により、改正後の給水条例第7条第1項の指定を受けた者とみなされた者について、新規則第13条を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及

び第6号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧規則による給水装置工事責任技術者の資格を有する者」とする。

(旧規則に基づく給水装置工事責任技術者に対する経過措置)

第3条 平成10年3月31日において、次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令(平成8年厚生省令第69号)附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8項に定める経過措置の適用に当たり、旧規則による給水装置工事責任技術者の資格を有する者に当たるとみなす。

- (1) 旧規則に基づく給水装置工事責任技術者としての登録を受けている者
- (2) 旧規則に規定する給水装置工事責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者
- (3) その他市長が、前号の者に相当すると認める者
(黒石市指定水道工事業者規則の廃止)

第4条 黒石市指定水道工事業者規則(昭和54年黒石市規則第11号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月17日規則第6号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(以下「旧法」という。)の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本規則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月27日規則第34号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第35号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月25日規則第18号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和元年9月13日規則第5号)

この規則は、令和元年9月14日から施行する。

附 則(令和2年1月29日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年2月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に黒石市指定給水装置工事事業者規則第6条第1項の規定により交付された黒石市指定給水装置工事事業者証は、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）附則第3条の規定により読み替えられた水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項に規定する期間が満了する日までの間は、改正後の黒石市指定給水装置工事事業者規則の規定により交付された黒石市指定給水装置工事事業者証とみなす。

附 則（令和2年3月31日規則第12号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の黒石市指定給水装置工事事業者規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年1月5日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（黒石市指定給水装置工事事業者規則の一部改正に伴う経過措置）
- 6 この規則の施行の際、この規則による改正前の黒石市指定給水装置工事事業者規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、令和6年3月31日までに市に提出するものに限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。